

承認第6号

専決処分の承認について（関市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和4年4月15日提出

関市長 尾 関 健 治

専決第8号

関市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

関市長 尾 関 健 治

関市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

関市国民健康保険税条例（昭和33年関市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「630,000円」を「650,000円」に改め、同条第3項ただし書中「190,000円」を「200,000円」に改める。

第9条第1項中「630,000円」を「650,000円」に、「190,000円」を「200,000円」に改める。

附則第19項中「令和元年度分から令和3年度分まで」を「令和3年度分及び令和4年度分」に、「令和2年2月1日」を「令和4年4月1日」に、「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に、「限り、令和2年1月以前の月分の保険税を除く」を「限る」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第2条及び第9条の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。